

天龍村森林經營管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

天龍村森林經營管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、天龍村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう天龍村が森林經營管理制度に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）現況と課題

○天龍村の総面積は 10,944ha であり、森林面積は 10,207ha で、総面積の 93% を占めている。村有林を除いた民有林人工林面積は 4,763ha で、人工林率は 46.7% となっている。【※村有林面積 617ha（人工林 282ha、天然生林 335ha）】

○森林資源の内訳は、スギ 22%、ヒノキ 24%、アカマツ・カラマツその他針葉樹 8 % となっており、人工林のスギは 12 歳級、ヒノキは 9 歳級がピークとなっている。間伐が必要と考えられる 4 ~ 12 歳級が 67% を占めており、間伐の実行対策と間伐材の有効利用が望まれている。木材価格の低迷により、林家の經營意欲は低下し、自らの森林を經營する者は減少し、村内の林業經營は主に飯伊森林組合の森林經營計画策定森林において実施されている。

○森林計画区域の地籍調査は進んでいないとともに、地番情報の更新がされていないことが多く、森林の境界や現に所有する者が不明確となっている。

（2）基本的な考え方

○天龍村では、ほぼ全域で森林組合により、森林經營計画が策定されている。所有者不明森林や山林所有者と施業委託契約が結べていない森林など、森林經營計画から漏れている森林や防災減災の機能が求められている区域を中心に、森林經營管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

○また、森林の適切な經營管理に欠かせない所有境界の明確化についても、作業を進める。

○以上を踏まえ、森林組合や意欲的な林業の担い手による集約的な森林施業を促すとともに、別添図面の対象森林（黄地）については森林經營管理制度を通じて天龍村が主体的に整備を進める。

3 森林所有者の意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

・森林経営計画樹立森林

神原・長島団地 (47~54、56~58、60~82 林班)

平岡団地 (83、86~95、98~119、122~124 林班)

神原団地 (1~4、7、8、10~19 林班)

大河内南山団地 (34~38 林班)

大河内向山団地 (39~46 林班)

向方団地 (9、20~33 林班)

の内、森林所有者が経営を委託する森林

・村有林

・団体有林

国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

一般社団法人 長野県林業公社

・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

・森林経営計画の計画エリアから所有者不明等により計画対象から外れている森林を抽出する。

・抽出した森林について意向調査を実施する。

(2) 対象森林面積等

・対象森林の面積及び森林資源

1,994.19ha

・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

・意向調査は令和2年度から開始する。

・意向調査は木材生産に適した区域から進めることとし、その計画は別紙1のとおりとする。

・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあっては地区の状況によって

個別対応（戸別訪問、地区説明会）も検討する。

- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあっては直接回収も検討する。
- ・回答があったものを優先し、宛所不明で未送達や未回答については、意向調査を一旦終了し、今後の対応を検討する。
- ・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合にはその区域を随時追加する。

4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・境界調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、意欲と能力のある林業経営者に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。
- ・再委託出来ない森林は、天龍村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・森林経営管理権の設定が終了した森林から機能向上のための整備を進めるとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行う。
- ・自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、針広混交林化や小規模皆伐による天然林化を行う。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・村が森林経営管理制度を実施する経費（現地調査、意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理、作業路網整備、村民への制度周知に要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、予算の許す範囲で実施をする。

- ・森林環境譲与税は天龍村森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたって基金を繰り戻し原資とすることができます。
- ・天龍村森林環境整備基金は、森林經營管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進や林業者の育成、その他天龍村の新たな取組に要する経費について、譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・実施方針については、隨時見直しを行うとともに、見直しにあたっては、天龍村林業振興地域育成協議会及び天龍村林務委員の意見を聞きながら進めることとし、結果は村民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の制度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また南信州地域の市町村と連携し情報の共有、その他連携して進める事項の検討を進める。

別紙2 森林環境譲与税交付予定額

単位：百万円

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2032	2033～
額	7.7	16.4	16.4	21.2	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0

別紙3 当面10年間の経営管理制度に要する費用（見込み）

単位：千円

項目・年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
現地調査、意向調査	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
経営管理集積計画の作成		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
森林整備		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

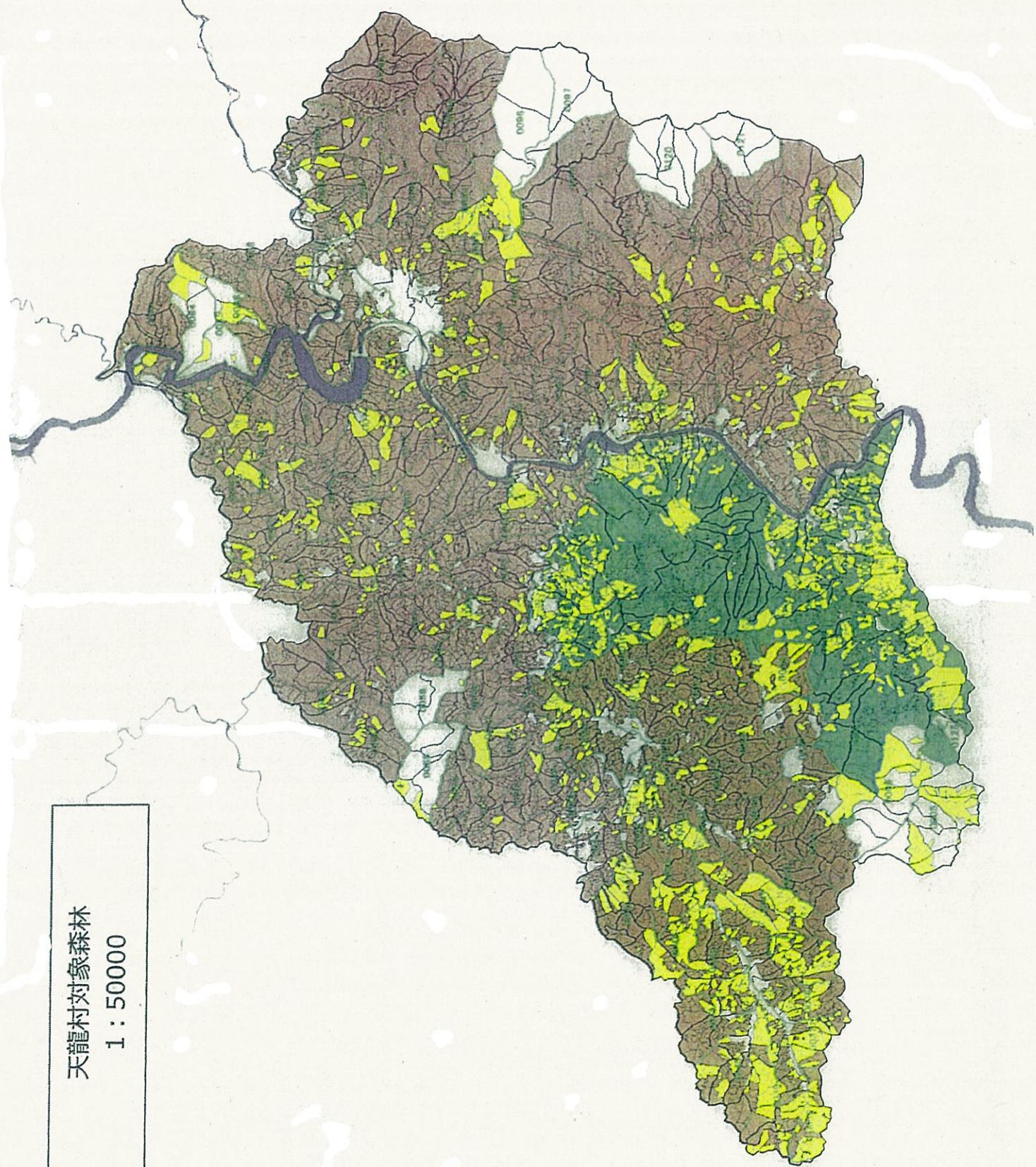
別紙1 年度別意向調査実施予定

年度	森林經營計画団地	対象林班
2020	大河内南山・大河内向山	34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46林班
2021	向方団地	9・20・21・22・23・24・25・26林班
2022	向方団地	27・28・29・30・31・32・33林班
2023	神原・長島	47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57林班
2024	神原・長島	58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70林班
2025	神原・長島	71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82林班
2026	神原	1・2・3・4・7・8・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19林班
2027	平岡	83・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95林班
2028	平岡	98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109林班
2029	平岡	110・111・112・113・114・115・116・117・118・119林班
2030	未回答箇所など	

※実施予定の考え方

- ・急峻な地形が少なく林道もあり、木材生産に適した地域から実施していく。
- ・2020年度については、意向調査の初年度であるため、調査等に関するノウハウの蓄積と村民への理解を得るためにモデル地域として実施する。
- ・基本的には森林經營計画の団地ごと実施していく。

天龍村対象森林
1 : 50000



凡例

対象森林
現行計画27
現行計画28
現行計画30